

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 都市計画の変更(三件) (都市計画課) 一
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (同) 二
- 平成二十五年自衛官候補生の募集 (市町村課) 二
- 開発行為に関する工事の完了(四件) (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 三
- 警備業検定合格者審査の実施 (公安委員会) 四
- 国道四十五号九多丸事件裁決手続開始決定 (収用委員会) 五
- 国道四十五号九多丸事件審理の開始 六

告 示

- 宮城県告示第九百一号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五一五〇〇五四〇	レスバイト・ケア「カムカム」 大崎市古川塚目字屋敷二十六番地二	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人くもり のち晴れ	平成二十五年 十月三十日

○宮城県告示第九百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇五〇〇四二三	仲町ブランチ 気仙沼市松崎面瀬十 七番地一	共同生活援助	社会福祉法人 キングス・ガ ーデン宮城	平成二十五年 十月一日

○宮城県告示第九百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 種類 仙塩広域都市計画緑地
 - 名称 第一号多賀城緑地
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 追加する部分
なし
 - 廃止する部分

多賀城市大代二丁目及び大代六丁目の各一部

○宮城県告示第九百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙塩流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

多賀城市大代二丁目及び大代六丁目の各一部

○宮城県告示第九百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 鳴瀬川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

大崎市松山下伊場野字薬師の一部

○宮城県告示第九百六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・百一十一号野蒜一号線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・八号御所入湊線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十五年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生（男子）

二 募集期間

平成二十五年十月二十三日(水)から同年十一月二十二日(金)まで

三 試験期日

平成二十五年十二月六日(金)、同月七日(土)、同月八日(日)のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年十月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市堀内字梅百九十一番八及び百九十五番六並びに百九十一番九、百九十一番十七及び百九十五番八の各一部
岩沼市中央四丁目三番三十六号
吉田 弘行

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

吉田 弘行

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年十月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市大曲字八幡百二十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市大曲字中小路二十八
大曲町内会会長 渡邊 正幸

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年十月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町吉田字下新田二十九番一、二十九番三、二十九番四、三十一番二、三十一番三、三十二番二、五十三番、五十四番一、五十四番二、五十五番一、五十五番二、五十六番一並びに百四十九番、二十九番五、二十九番八、五十六番三、百四十七番、百五十番の各一部
巨理町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

巨理町

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年十月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県松島町手樽字荒田五十一番並びに同字廣浦一番及び二十五番一の一部
宮城県松島町手樽字荒田十七番八
有限会社サイトウ水門

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

有限会社サイトウ水門

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年十月二十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 百六十キロリットル
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月二十五日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社塩釜商會 宮城県塩釜市北浜三丁目九番二十六号

五 落札金額 一千四百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二十七日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第148号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年10月29日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

- 2 実施期日
平成25年12月9日（月）午前9時30分から
- 3 実施場所
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部
- 4 審査定員
前記1に掲げる警備業務の種別ごとに1級及び2級あわせて20人
- 5 審査対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- (1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

- (2) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (6) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (7) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (8) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- 6 審査内容
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）
- 7 事前申込み
(1) 受付専用電話
宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。
- (2) 受付期間
平成25年11月1日（金）から同月8日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（11月1

日から同月7日まで(午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 審査申請手続

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

(1) 審査申請の受付期間

平成25年11月11日(月)から同月15日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書(検定期別記簿式)1通

イ 旧検定期別第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し1通

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)1葉

エ その他

(ア) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を陳明する書面1通

(イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを陳明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 その他

審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全全部生活環境課

電話番号022-221-7171 内線3184・3185

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十五年十月二十九日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事及びそれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県気仙沼市本吉町九多丸

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	公簿	実測		
三十三番	雑種地	雑種地	一四三平方メートル	一四三・五七平方メートル	九一・九二平方メートル	九・五八平方メートル
三十四番四	田	田	一、二二三平方メートル	一、二二三・一〇五平方メートル	七五七・二四平方メートル	一四・七二平方メートル
四十八番二	宅地	宅地	九四五・七二平方メートル	九四五・七二平方メートル	一〇・一一平方メートル	八・九九平方メートル
四十九番一	畑	畑	三八七平方メートル	三八七・一一平方メートル	三二三・四二平方メートル	一・二一〇平方メートル
四十九番四	雑種地	雑種地	四三七平方メートル	四三四・三七平方メートル	二四三・六四平方メートル	三〇・〇七平方メートル

四 土地所有者

不明

ただし

登記名義人故大原平助法定相続人

持分 三分の一

佐藤 孝子

宮城県気仙沼市松崎五駄鱈六十九番地

持分 三分の一

鈴木 弘子

宮城県気仙沼市唐桑町上小鯖六十三番地一

持分 六分の一

大原 奈々

東京都新宿区早稲田鶴巻町五百二十一番地二十四

アーバンシャトー早稲田四〇一

持分 六分の一

大原 圭太郎

宮城県仙台市青葉区台原六丁目十二番十九・五〇八号

または

鈴木 直人

宮城県気仙沼市唐桑町上小鯖六十三番地二

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十五年十月二十一日

○宮城県収用委員会告示第三号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事及びそれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件
(国道四十五号九多丸事件) について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第
一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十五年十月二十九日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十五年十二月九日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等